

官報號外

昭和十七年一月二十七日

第七十九回 貴族院議事速記録第四號

昭和十七年一月二十六日(月曜日)午前十時
二十三分開議

議事日程 第四號

昭和十七年一月二十六日
午前十時開議

第一 大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ
伴フ各法律中改正法律案(政府提出)

第二 會計法戰時特例案(政府提出)
第一讀會

第三 裁判所構成法戰時特例案(政府
提出)

第四 恩給法中改正法律案(委員長報告)

第五 國家總動員法第十八條ノ規定ニ
依ル法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ
行ハシムルコトニ關ス法律案(政
府提出)

第六 北支那開發株式會社法中改正法
律案(政府提出)

第七 中支那振興株式會社法中改正法
律案(政府提出)

第八 國民貯蓄組合法中改正法律案
(政府提出)

第九 日本勸業銀行法中改正法律案
(政府提出)

第十 農工銀行法中改正法律案(政府
提出)

第十一 北海道拓殖銀行法中改正法律
案(政府提出)

第十二 稅務代理士法案(政府提出)
第一讀會

第十三 社債等登錄法案(政府提出)
第一讀會

第十四 兵役法及共通法中改正法律案
(政府提出)

第十五 退役將校ノ豫備役復歸ニ關ス
ル法律案(政府提出)

第十六 陸軍刑法中改正法律案(政府
提出)

第十七 陸軍軍法會議法中改正法律案
(政府提出)

第一 読會ノ續(委員長報告)
第一讀會

第二十 海軍軍法會議法中改正法律案 (政府提出)

明治三十五年三月三十日
第三種便物認可

第二十一 獣醫師法第二條ノ臨時特別 法律案(政府提出)

第二十二 明治四十五年法律第二十一 號中改正法律案(政府提出)

第二十三 小形船舶乘組員手帳法案 (政府提出)

第二十四 簡易生命保險法中改正法律 案(政府提出)

第二十五 海軍軍法會議法中改正法律案 (政府提出)

第二十六 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第二十七 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第二十八 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第二十九 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第三十 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第三十一 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第三十二 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第三十三 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第三十四 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第三十五 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第三十六 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第三十七 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第三十八 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第三十九 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第四十 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第四十一 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第四十二 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第四十三 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第四十四 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第四十五 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第四十六 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第四十七 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第四十八 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第四十九 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第五十 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第五十一 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第五十二 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第五十三 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第五十四 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第五十五 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第五十六 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第五十七 關稅法中改正法律案(政府 提出)

第五十八 關稅法中改正法律案(政府 提出)

北支那開發株式會社法中改正法律案特別
委員會 委員長 侯爵西鄉吉之助君
副委員長 子爵高橋 是賢君
戰時ニ於ケル領事官ノ裁判ノ特例ニ關ス
ル法律案特別委員會 委員長 伯爵二荒芳德君
副委員長 男爵伊江朝助君
同日分科會ニ於ノ當選シタル正副主查ノ氏
名左ノ如シ 豫算委員會

委員會

委員長

候爵西鄉吉之助君

副委員長 子爵高橋 是賢君

伯爵二荒芳德君

男爵伊江朝助君

正副主查

伯爵黑木三次君

副主查 男爵松田正之君

主查 河田烈君

副主查 伯爵稻田嘉平君

主查 男爵千田嘉平君

副主查 伯爵實吉純郎君

主查 伯爵伊東一郎丸君

副主查 男爵稻田昌植君

主查 伯爵曾我祐邦君

副主查 男爵稻田嘉平君

主查 伯爵前田嘉平君

副主查 伯爵溝口直亮君

主查 伯爵高木正得君

副主查 男爵村田保定君

主查 伯爵松本學君

副主查 男爵明石元長君

主查 章君

副主查 伯爵前田嘉平君

主查 伯爵高木正得君

副主查 男爵村田保定君

主查 伯爵松本學君

副主查 男爵明石元長君

主查 章君

副主查 伯爵前田嘉平君

主查 伯爵高木正得君

副主查 男爵村田保定君

主查 伯爵松本學君

副主查 男爵明石元長君

主查 章君

副主查 伯爵前田嘉平君

明察ト決意トニ對シマシテ、改メテ深甚ノ

敬意ヲ表シマスルト同時ニ、此ノ一大義戦

ノ結果、日「タイ」兩國ノ目指ス道義ニ基ク

大東亞新秩序ノ實現ノ日ノ遠キニアラザル

コトヲ確信スルモノデアリマス、終リ（拍手）

○議長（伯爵松平賴壽君） 日程第一、大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案、政府提出、第一讀會、森山法制局長官

〔左ノ案ハ朗讀ヲ以テ之ニ微照ノ〕

大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案

右
勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十七年一月二十四日 東條 英機

内閣總理大臣 東條 英機

大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案

勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外各法律中「支那事變」ヲ「大東亞戰爭」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員森山銳一君演壇ニ登ル〕

○政府委員（森山銳一君） 只今議題トナリ
マシタ大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、支那事變ハ幾多ノ段階ヲ經マシテ、遂ニ米英兩國ニ對スル宣戰ノ大詔渙發トナリ、今日ノ事態ニ迄發展シテ參リマシタ次第アリマスガ、政府

ハ、時局ガ新タル段階ニ入りマシタノヲ機トシテ、今次ノ對米英戰争ハ、支那事變ヲモ含メ大東亞戰爭ト呼稱スル旨ヲ定メ、征戰ノ大目的ガ大東亞新秩序ノ建設ニアルコトヲ直截ニ表現スルコト致シタノデアリマス、支那事變勃發以來、御制定ヲ仰ギマシタ法律ノ中ニ、支那事變ナル呼稱ヲ掲ゲラレマシタモノガ三十有餘ニ上ツテ居ルノデアリマスガ、大東亞戰爭ナル呼稱ガ定マリマシタニ伴ヒマシテ、是等現存ノ諸法律ニ用ヒラレテ居リマス「支那事變」ナル字句ヲ「大東亞戰爭」ト改メマシテ、法文上ノ措辭ヲ名實一致セシメ、規定ヲ明確ナラシムルヲ適當ト考ヘ、本法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、何卒速カニ御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ切望致シマス

○子爵戸澤正一君 只今日程ニ上リマシタ大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案ハ、國家總動員法第十八條ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律案ノ特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵樺村家治君 贊成
○議長（伯爵松平賴壽君） 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 御異議ナイト認メマス

第三條 國務大臣ハ戰時ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ヲシテ現金又ハ物品ノ出納保管ヲ掌ラシムルコトヲ得

前項ノ通知アリタルトキハ會計法第三十六條ノ證明アリタルモノト看做ス

ノト認定シタルトキハ其ノ旨會計検査院ニ通知スベシ

アル場合ニ於テハ陸軍ノ見習士官又ハ

海軍ノ候補生ヲシテ現金又ハ物品ノ出

納保管ヲ掌ラシムルコトヲ得

出納官吏ニ關スル規定ハ前項ノ陸軍ノ

見習士官又ハ海軍ノ候補生ニ付之ヲ準

用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十三年法規第十六號ハ之ヲ廢止ス

○子爵戸澤正一君 只今議題トナリマシタ

會計法戰時特例案ハ、國民貯蓄組合法中改

正法律案外三件ノ特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵樺村家治君 贊成

昭和十七年一月二十四日

内閣總理大臣 東條 英機

大藏大臣 賀屋 興宣

會計法戰時特例案

會計法戰時特例案

（國務大臣賀屋興宣君演壇ニ登ル）

○國務大臣（賀屋興宣君） 只今議題トナリ

マシタ會計法戰時特例案提出ノ理由ヲ説明致シマス、支那事變發生後、昭和十二年勅

令第五百八十四號ニ依リ會計規則ノ特例ヲ設ケマシテ、資金前渡、前金拂、概算拂

又ハ隨意契約ヲ爲シ得ル範圍ヲ廣メ、次イ

デ昭和十三年法律第十六號及之ニ基ク同年勅令第六十二號ニ依リ、軍ノ需要充足ノ

爲必要アル場合ニ於テハ、當分ノ内前金拂又ハ概算拂ヲ爲シ得ルノ特例ヲ設クル等ノ措置ヲ講ジマシテ、今日迄實行シテ參ッタ

ノデアリマス、然ル處、支那事變ハ漸次發展

ヲ致シマシテ、遂ニ大東亞戰爭トナリマシタ

ノニ伴ヒマシテ、從來陸海軍ノ需要充足ノ

爲ノ必要アルトキニ限リ認メラレテ居リマ

シタル前金拂又ハ概算拂ヲ、陸海軍以外ノ官廳ニ於テ國防上必要ナル工事ヲ爲ス場合等

ニ付テモ認メマスノヲ適當トスルノミナラ

ズ、新タニ前金拂又ハ概算拂ノ方法ニ代フ

ルニ政府ノ手形保證ヲ以テシ、之ニ依ツテ

金融ノ途ヲ講ジマスルト共ニ、其ノ他陸軍

又ハ海軍ノ出納官吏ノ責任解除ニ關スル特

例ヲ設ケ、更ニ陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ

候補生ニ對シ出納官吏ト同様ノ資格ヲ與

得ルコトト致シ、以テ戰時ノ實情ニ即スル

ヤウ措置スルコトト致シマス等ノ爲、本法

律案ヲ提出致シマシタ次第アリマス、何

コトノ動議ヲ提出致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議
ニ御異議ハゴザイマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第三、裁判所構成法戰時特例案、政府提出、第一讀會、岩村司法大臣

右

○議長(伯爵松平頼壽君) 勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十七年一月二十四日

内閣總理大臣 東條 英機

司法大臣 岩村 通世

裁判所構成法戰時特例案

裁判所構成法戰時特例案

第一條 戰時ニ於ケル裁判所構成法ノ特例ハ本法ノ定ムル所ニ依ル

第二條 戰時刑事特別法第五條第一項並

ノ、海軍刑法第二條ニ掲タル各條

(第七十八條乃至第八十五條及第百

條ヲ除ク)、防空法、食糧管理法並ニ

言論出版、集會、結社等臨時取締

法第十七條及第十八條ノ罪

二 刑法第七十四條及第七十六條、國家總員法(第四十四條ヲ除ク)、昭

和十二年法律第九十二號、外國爲替管理法、軍機保護法(第二條乃至第七

七條及此等ニ關スル第十五條乃至第

十七條ヲ除ク)、軍用資源祕密保護法

(第十一條乃至第十五條及第十九條ヲ除ク)、要塞地帶法、國境取締法、

通信法、陸軍刑法第七十九條乃至第

八十五條及第九十九條、海軍刑法第

七十八條乃至第八十五條及第百條、裁判所構成法第十四條第一ノ訴訟但

ノ、有ス但シ豫審ヲ經サルモノニ限ル

第三條 左ニ掲タル訴訟ノ第一審ノ判決

ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ズ

二 民事訴訟法第六編ニ定ムル訴訟但

シ同法第五百九十一條第三項(第六百二十條第一項ノ規定ニ依リ適用スル場合ヲ含ム)第六百二十三條第一項及第六百四十七條第三項ノ訴訟ヲ除ク

前項ノ判決ニ對シテハ直接上告ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ訴訟ノ請求ニ附帶シテ果實、損害賠償、違約金又ハ費用ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ノ適用

ニ付テハ之ヲ第一項ノ訴訟ト看做ス

タル場合ニ於テハ前二項ノ規定ノ適用

前項ノ上告ハ第二審ノ判決ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

テ告事件ニ關スル手續ニ依リ裁判ヲ爲ス

ベシ

上告裁判所ハ第二審ノ判決ニ對スル上

告事件ニ關スル手續ニ依リ裁判ヲ爲ス

ベシ

第五條 前二條ノ第一審ノ判決ニシテ區

裁判所ノ爲シタルモノニ對スル上告ニ

付テハ控訴院其ノ裁判權ヲ有ス

前項ノ判決ニ付區裁判所ノ爲シタル上

告棄却ノ決定ニ對スル抗告ニ付亦前項

ニ同ジ

控訴院ノ上告審トシテ爲シタル決定ニ

對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ズ

裁判所構成法第四十八條ノ規定ハ第一

項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 控訴院ガ上告裁判所タル場合ニ

於テ法律ノ同一ノ點ニ付會テ大審院又

ハ上告裁判所タル控訴院ノ爲シタル判

決ト相反スル意見アルトキハ決定ヲ以

テ事件ヲ大審院ニ移送スルコトヲ要ス

前項ノ決定アリタルトキハ訴訟ハ上告

ヲ爲シタル時ヨリ大審院ニ繫屬シタル

モノト看做ス

得ズ

第七條 民事ニ付抗告裁判所ノ爲シタル

決定ニ對シテハ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ

得ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ本法施行前裁判所ノ受理シタル訴

訟ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二條ノ規定ハ本法施行前犯シタル昭

和六年法律第九十八號第二條第一項ノ竊

盜ノ罪ニ關スル事件ニシテ本法施行後公

訴ヲ提起スルモノニ付、第四條乃至第六

條ノ規定ハ本法施行前犯シタル昭和十六

年法律第九十八號ノ罪ニ關スル事件ニシ

テ本法施行後公訴ヲ提起スルモノニ付亦

之ヲ適用ス

戰時終了ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ

勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣岩村通世君演壇ニ登ル)

○國務大臣(岩村通世君) 只今上程ニ相成

リマシタ裁判所構成法戰時特例案ノ提案理

由ヲ御説明申上ゲマス、今ヤ我國ハ國家ノ總力ヲ擧ゲテ大東亞戰爭ノ目的完遂ヲ期

シテ居リマスル秋ニ當リ、國民権義ノ保全ト

國內治安ノ維持トヲ其ノ職責トスル司法ノ部門ニ於キマシテハ、戰時體制下殊ニ第一

線並ニ占領地域ニ、相當多數ノ職員ヲ進發

セシムルノ必要ヲモ考慮シ、且現在ノ狀態ニ於テ豫想スベキ交通上ノ問題ヲモ參酌シ

ツ、本來ノ機能ノ發揚ヲ十分ニシテ裁判所構成法ニ付スルコトヲ期シ、同

線並ニ占領地域ニ、相當多數ノ職員ヲ進發

徵役三年ニアリマスガ、罪質ハ竊盜ニ外ナラナイノニアリマスカラ、豫審ヲ經ザルモノニ限リマシテ之ヲ區裁判所ノ管轄ニ屬セシムルコトニ致シマシタ、第二ハ、民事刑事トモ訴訟ハ三審制ガ裁判所構成法ノ原則ニアリマスガ、或特殊ナ種類ノ事件ヲ限りシテ二審制ニ改メムトスルモノニアリマス、即チ民事ニ付テハ特ニ迅速ナル審判ヲ要スルモノトシテ、現在デモ訴訟物ノ價額ニ拘ラズ之ヲ區裁判所ノ管轄ニ屬セシメテ居ル裁判所構成法第十四條第二ノ訴訟、及ビ民事訴訟法第六編強制執行編ニ規定スル所ノ、債權者ガ既ニ強制執行ニ著手シテ後ノ手續上ノ問題ト、假ノ權利保全處分等ニ關スル事項ノ訴訟、並ニ刑事ニ付テハ戰時下ニ於ケル國內ノ治安ヲ維持シ、國防經濟ノ完遂ニ資シ、併セテ防諜ノ完璧ヲ期スル爲、刑法ノ安寧秩序ニ對スル罪、一般ノ竊盜、強盜ノ罪、戰時刑事特別法案第一章各條ニ定ムル罪ノ如キハ公共ノ安寧ヲ阻害スルコト甚ダシキモノ、國家總動員法違反ノ罪ノ如キ經濟統制ヲ紊ルモノ、又軍機保護法違反ノ罪ノ如キ機密ノ漏洩ヲ防止セネバナラヌモノ等ニ關スル事件ノ第一審判決ニ對シテハ、控訴ヲ許サズ、直接上告ヲ爲シ得ルモノト致シタノニアリマス、第三ハ、現在民事刑事ノ訴訟ノ上告ハ、總テ大審院ノミガ其ノ裁判権ヲ有シテ居リマスガ、前述ノ民事刑事ニ付控訴審ヲ省略スルコト致シタ事件ノ中デ、第一審ヲ區裁判所ニ付テハ、其ノ上告ヲ控訴院ニ管轄セシメムトスルモノニアリマス、而シテ控訴院ガ上告裁判所トナル場合ニ於ケル法律解釋ノ統一ヲ圖ル爲、控訴院ヨリ

大審院ニ事件ヲ移送スルコトヲ要スル場合ヲ認メテ置イタノニアゴザイス、第四ハ、民事ニ付訴訟事件ニ非ザル決定事件ノミニ付キマシテ、抗告裁判所ノ爲シタ裁判、即チ決定ニ對シテハ、更ニ抗告ヲ爲シ得ザルコト致サムトスルモノニアゴザイマス、何卒慎重御審議ノ上速カニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ切望致シマス

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ裁判所構成法戰時特例案ハ、戰時ニ於ケル領官ノ裁判ノ特例ニ關スル法律案外四件ノ特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵梅園篤彦君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 利爲

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十七年一月二十三日 委員長 侯爵前田 利爲

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 利爲

兵役法及共通法中改正法律案 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十七年一月二十三日 委員長 侯爵前田 利爲

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 利爲

退役將校ノ豫備役復歸ニ關スル法律案 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十七年一月二十三日 委員長 侯爵前田 利爲

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 利爲

退役將校ノ豫備役復歸ニ關スル法律案 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十七年一月二十三日 委員長 侯爵前田 利爲

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 利爲

〔侯爵前田利爲君演壇ニ登ル〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、此ノ際赤池君ニ申上ゲマスルガ、過日ノ恩給法中改正法律案ニ付キマシテ赤池君ノ政府ニ對スル質疑ノ點ニ關シテハ、特別委員會ニ於テ相當慎重ニ審議セラレタ趣御報告申上ゲマス、第一ニ恩給法中改正法

律案ニ付キ申上ゲマス、本改正法律案大體ノ趣旨ハ、現行恩給法デハ戰地ト戰地外トヲ區別シ、戰地ノ戰務ニ對シテハ戰務期間一箇月ニ付三箇月ヲ加算シ、戰地外ノ戰務ニ對シテハ戰務期間一箇月ニ付一箇月ヲ加算スルコトナッテ居ルノニアリマスルガ、近時ノ戰爭ハ宣戰カラ休戰迄必ズシモ常ニ同一程度ノ狀態ガ續クトハ限リマセヌ、其ノ間ニ種々緩急ノ段階ガアルノデアリマス、從ツテ戰地戰務ニ對シテ一律ニ三箇月ヲ加算スルト云フコトハ、必ズシモ實情ニ副ハズ、寧ロ三箇月ヨリ短イ加算ヲ附スルノヲ適當トスル場合モアルノニアリマス、之ニ反シ、敵ノ航空機ヤ潛水艦ノ我ガ國土、水域ヲ襲フ虞ノアリ得ル現狀ニ於キマシテハ、是等ノ敵ニ對シテ作戰シアル者ニ、内地勤務ト云フ理由デ一律ニ一箇月ノ加算ヲスルト云フコトハ不十分ナ場合ガアリ、ノミナラズ戰地外戰務ト云フ名稱其ノモノガ軍ノ士氣上面白クナイ點ガアリマスルノデ、現行法ノ戰地ト戰地外トノ區別ヲ撤廢シ、一ニ戰務ノ内容ニ應ジテ一箇月ノ期間ニ付三箇月迄ノ範圍内デ、適當ナ加算ヲ附スルコトガ出來得ルヤウニ規定ヲ改メマシタコトガ、其ノ第一ノ要點ナノデアリマス、次ニ戰死者ノ遺族ヤ公務死亡者ノ遺族ニ給スル扶助料ハ、昭和十三年ニ一應増額セラレテ居ルノニアリマスルガ、現下ノ情勢ニ照ラシ、更ニ一層之ヲ厚ウスル必要ガアリマスルノデ、少額扶助料ノ受給者、即チ軍人デ申シマスルト中尉以下ノ者ノ遺族扶助料ヲ増額スルコト致シ、増額ノ割合ハ、下ノ者ニ厚ク上ノ者ニ薄クスル方針ノ下ニ、大體兵ノ遺族デ四割増、中尉ノ遺族デ三分増トシ、其ノ中間ハ上

下ノ間ニ不均衡ヲ生ジナイヤウナ割合ニス
ルコト致シ、又現在ノ制度デハ、遺族ノ
員數ニ依ル加給額ハ、五人迄ハ順次累増
シ、六人以上ハ五人ノ場合ト同額ニナツテ
居リマスルノヲ、將來ハ人口政策ヲモ考慮
シ、六人以上ノ場合ニ於テモ其ノ員數ニ應
ジテ扶助料ヲ累増スルコトセラレタ點等
デアルノアリマス、本委員會ハ一月二十
二日及二十三日ノ二回ニ瓦リ開會ヲ設シマ
シタガ、各委員カラ非常ニ熱心ナル質疑ガ
アリ、政府委員カラモ又詳細御答辯ガアリ
マシタ、今其ノ主ナルモノヲ申上ゲマス、
第一ハ、恩給、年金、扶助料等各種ノ制度
規定ガアル爲ニ、之ニ要スル國帑ノ負擔ハ
將來益、莫大ノ額ニ上ルコトト思フ、是等ニ
關シテハ曾テ恩給廢止論ト云フヤウナ問題
ルカト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ目下
ノ擡頭シタコトガアル、政府ハ是等ノ點ニ
テス、唯其ノ制度、規定ハ、其ノ時々ノ要
請ニ應ジ、要スレバ必要ノ合理的の改正ヲ行
フ考デアル、又曾テ年金ヲ一時金ニ換算セ
ムトスル案ヲ研究セラレタコトガアツタガ、
是モ亦年金存置ニ決定セラレテ居ル次第デ
アルトノ極メテ明快ナル御答辯ガアリマシ
タ、次ニ平時ノ訓練ニ於テ公職ニ殉ジタ場
合、其ノ人々ニ對スル恩典ハドウ云フヤウ
ニナツテ居ルカトノ質疑ニ對シマシテハ、是
等ノ場合ニ於キマシテハ、其ノ遺族ニ對シ
公務死亡トシテ扶助料ヲ給シ、而モ其ノ扶
助料モ今回ノ改正デ増額セラル、コトトナ
リ、更ニ平時ノ場合ニ於テモ公務員ノ種類
任務等ニ應ジ、ソレドモ適當ナル加算ヲス
ルコトニナツテ居ルト云フ旨ノ答辯ガアリマ

シタ、次ニ戰爭ヤ事變ノ場合ニ、大本營等
ノ官衙學校ニ勤務スル者ハ、戰務ニ服スル
者ト云フコトガ出來ルカト云フ質疑ニ對シ
マシテハ、大本營其ノ他ニ於テ勤務シテ居
ル者ノ中デ、戰爭遂行ト密接不可分ノ關係
ニアル職務ニ服シテ居ル者ニハ、從來ノ戰
爭ヤ事變ノ場合ハ或期間加算ヲ附ケタノデ
アリマスガ、今回ノ戰爭ハ、今後特別ナル
事態ガ起ラナイ限り、是等ノ者ニ對シテモ
加算ヲ附ケナイ意緒デアルト云フ陸海軍ヨ
リノ申出モアリ、其ノヤウニ措置スルコト
ニ運ンデ居ルトノ答辯ガアリマシタ、次ニ
加算ノ範圍ヲ三箇月以内ト云フ融通性大ナ
ル規定ニナツテ居ルガ、其ノ加算ノ認定ハ誰
キハ勿論ノコトデアルトノ答辯デアリマシ
タ、以上デ質疑ヲ終リ、討論ニ入リマシ
テ、一議員ヨリ本改正ノ趣旨ハ至極尤モデア
ルト思フガ、其ノ適用ノ場合、戰務ノ範圍
竝ニ加算ノ率ヲ適切ニ定メルト云フコトハ、
極メテ大切デ而モ甚ダ困難ナコトト思ハレ
ル、其ノ點政府當局ニ於テ萬遺漏ナキヤウ望
ムトノ御意見ガアリマシタ、討論ヲ終リ、
採決ノ結果、全會一致ヲ以テ原案ヲ可決致
シマシタ次第アリマス、次ニ併託相成リ
マシタ退役將校ノ豫備役復歸ニ關スル法律
案ノ大要ノ趣旨ヲ申上ゲマス、現在幹部候
補生出身將校ノ服役期間ハ、年齡五十歳ニ
満ツル年ノ三月三十一日迄デアリマスルガ、
是ト本質全ク同一デアル從前ノ一年志願兵、
又ハ一年現役兵出身將校ノ服役期間ハ十七

年四箇月デアリマシテ、前者ニ比シ可ナリ
ニナツテ居ル者ヲモ豫備役ニ復歸セシメ、幹部
短カカッタノデアリマス、ソレデ一年志願兵
又ハ一年現役兵出身將校ノ中ノ、既ニ退役
候補生出身將校ト同程度ノ服務ニ服セシメ
ムトスルノデアリマス、同ジク併託相成リ
マシタ兵役法及共通法中改正法律案ノ大要
ノ趣旨ヲ申上ゲマス、現在海軍ノ第一補充
兵役ハ一箇年デアリマスガ、之ヲ陸軍同様
十七年四箇月ニ延長致シマスト共ニ、徵兵
適齡又ハ徵兵適齡届ノ差出期日ヲ臨時變更
シ、又國民兵ニ對シマシテモ、簡閱點呼ヲ
嚮アリヤトノ質疑ニ對シマシテ、當局ハ、徵
兵適齡ハ二十歳ガ適當デアルト考ヘテ居リ、
申上げマスト、徵兵適齡ヲ將來低下スル意
行ヒ得ル途ヲ開クト云フ點デアルノデアリ
マス、此ノ兩案ニ對スル質疑應答ノ大要ヲ
目下ノ所之ヲ低下スル意思ヲ有シテ居ラヌ、
又將來其ノ必要ノ起々タ場合ニドノ程度ニ低
下スルカト云フ點ハ、今ノ所確答スルコトハ
出來ナイトノ答辯デアリマシタ、次ニ海軍
ノ第一補充兵役ガ僅カニ一箇年デアル理由、
及ビ今回之ヲ延長スルノハドウ云フ譯デア
ルカトノ質疑ニ對シマシテハ、現在僅カニ
一箇年デアルノハ、單ニ一年間ノ現役兵
ノ補闕ヲ目的トスルモノデ、之ニ依シテ戰時要
員ヲ得ヨウトスル目的ノモノデハナク、又
海軍ノ戰時要員ハ、從來ハ少クテ足リタノ
デアル、處方近時海軍ノ戰時所要兵員ハ増
加シタノミデナク、海軍ノ擔任スル任務ノ
内容が複雜化シ、必ズシモ身體ノ強健ナ者
デナクトモ務メルコトガ出來ル部面モアル
ノデアルカラ、長期ノ補充兵役制度ヲ設ケ
加シタノミデナク、海軍ノ擔任スル任務ノ
内容が複雜化シ、必ズシモ身體ノ強健ナ者
デナクトモ務メルコトガ出來ル部面モアル
ノデアルカラ、長期ノ補充兵役制度ヲ設ケ

モ、年齢ノ關係デ、中少尉トシテ劇務ニ服セシメルコトガ出来ルカトノ質疑ニ付キマシテハ、年齢ノ關係モアルガ、特別ノ技能ヲ持シテ居ル者例ヘバ軍醫トカ獸醫トカ特殊技術者トカハ、其ノ特殊ノ能力ヲ以テ十分服務スルコトガ出來ルモノト信ズルト云フ答辯デアリマシタ、質疑ヲ終リ、討論ニ移リ、次イデ採決ノ結果、全會一致原案ヲ可決致シマシタ次第ゴザイマス、簡単デアリマスガ、以上御報告申上ゲマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 赤池君モ別ニ御質疑モナイヤウデスシ、他ニ御發言モナケレバ、三案ノ採決ヲ致シマス、三案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ三案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第一讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問題ニ供シマス、三案全部、委員長ノ報告通り御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

ニ對シマシテハ、一委員ヨリ、今回ノ日本勸業銀行法ノ改正ニ依リマシテ、日本興業銀行トノ關係ハドウナルノカ、改正ニ依ツテ此ノ兩銀行ガ同ジヤウナコトヲヤッテ行クノデハ面白クナイコトニナリハシナイカ、ソコニ何等カ内規ト云フカ何カデ決ツテ居ルノデアルカドウカ、ト云フヤウナ御質問ニ對シマシテ、政府委員ヨリ、今回ノ改正ニ依リマシテ、日本勸業銀行ガ相當所謂時局產業方面ニ其ノ活動ヲシテ來ルコトハ御指摘ノ通リデアリマスガ、從來ノ觀念ニ於キマスルト、所謂事業金融ノ中心機關ハ日本興業銀行ト云フコトニナシテ居リマスノデ、其ノ間ニ御尋ノヤウナ問題ガ起ツテ來ルト思ヒマスガ、其ノ點ハ、格別此ノ規定ノ上ニ於キマシテ、兩銀行ノ業務ノ範圍ヲドウ決メルカト云フ明文ハ掲ゲテナインデアリマスガ、其ノ各々ノ銀行ノ成立ナリ、從來仕事ヲヤッテ來タ經歷ナリカラ致シマシテ、自ラソコニ當局ノ指導スル方針ハ決ルト思フ、又即チ今後ト雖モ所謂時局產業事業金融ノ中心機關トシテハ興銀ヲ充テル考デアルガ、御承知ノ如ク最近生産力擴充等ニ對シマシテ、資金ノ需要ハ非常ニ巨額ニ相成ツテ來ルノデアリマスガ、其ノ一面ニ於キマシテ、勸業銀行等ノ方面ニ於キマシテハ、比較的此ノ不動產銀行業務ノ資金需要ガ多クナイ爲ニ、或ハ其ノ資金ノ供給力ニ於テ、或ハ又其ノ銀行ノ持ツテ居リマス人等ノ一面ニ於テ生ジテ居リマスル餘力ヲ擧ゲマシテ、他方ニ於テ足ラナイ所ノ時局金融ニ補助的ニ當ラシメヨウト云フノガ、今

回ノ競ヒ所デアル、從ツテ具體的ニ言フナヲ
トカ、或ハ「シンヂケート」ヲ結成シテ非常
ニ多額ノ資金ヲ供給スルト云フヤウナ事業
等ハ、矢張リ從前通り日本興業銀行ノ扱フ
所デアラウト思ハレルガ、日本勸業銀行等
ハ全國ニ多クノ支店網ヲ持ツテ居リマス、
從ツテ各地方ニ於テ漸次勃興シテ居リマスル
各種ノ中小工業ヲモ次第ニ、昨今ハ或モノ
ハ大キクナツテ來ルモノガアリマスガ、ソレ
等ノ地方的ナル比較的規模ノ大キクナイ方
面ニ於テハ是等ノ銀行ヲシテ進出セシメタカ
イ、又是等ノ銀行ヲシテ當ラシメルノガ安
當デアルト思ハレル分野ガ相當多イト思ハ
レル、併シソレ等ノ運用ニ當リマシテハ、
當局トシテハ注意ヲスルト共ニ、又兩銀行
間ニ於テモ隔テナイ連絡ヲ執ラシメテ、是
等ノ機關ガ新シキ分野ニ進出致シマシタカ
ラト言ツテ、既設ノモノトノ間ニ不要ナ摩擦
ナリ、無用ノ競争ヲ惹起スルト云フヤウナ
コトノナイヤウニ十分ニ注意スル考デアル
ト云フ御答辯ガゴザイマシタ、又一委員カ
ラ、今回ノ如ク日本勸業銀行法ヲ改正シタ
リ、又日本興業銀行ノ規則ヲ改正スルト云
フヤウナコトガアツテモ、ソレヲ取扱ツテ居
ル人々ノ考ガ矢張舊態依然タルモノデアル
ト云フト、法律ヲ如何ニ改正シテモ效果ガ
極メテ薄イノデハナイカト思ハレル、ト云
フノハ、假ニ鑑定ノ評價ヲ、從來ハ三分ノ
トニナリマスト、改正シテモ全ク改正前ト
同ジヤウナ結果ニナツテシマフ虞ガアル、
從ツテドウシテモ此ノ法律ヲ取扱フ者ガ此

ノ新時代ニ目覺メマシテ、生産力擴充其ノ
他ニ付テ融資ヲスルト云フコトヲ、ハッキリ
認識シナイト、折角此ノ改正案が出来テ、モ
ドウモ餘り效果ガ舉ラナイ、又從來ノヤウ
ニアンナニ手續ガ煩雜デアッテハ、假ニ融資
ヲスルト云ツテモ嫌氣ガサシテシマフノチ
ヤナイカト思フ、殊ニ地方等ニ於テハ隨分
煩雜デアルカラ、斯様ナ點ハ如何相成ルデ
アラウカトノ御質問ニ對シマシテ、政府委
員ハ、御説ノ通り色々規則ヲ改正シマシテ
シテモ、實際運用ノ衝ニ當ル者ノ心構ヘ
ガ改正セラレヌ限りハ、折角法令ヲ改正シマ
シテモ所期ノ效果ヲ舉ゲルコトハ全ク失
覺束ナインデアリマシテ、時局ノ進展ニ伴
ヒマシテ、產業方面ニ對シマスル金融ノ立
場ガ、從來トハ全ク變ツテ來ルノデアルカラ
ラ、運用ノ衝ニ當ル者ノ產業ニ對スル深イ理
解、又時局ニ對スル深イ理解等ガ極メテ
必要トナツテ來ルノデアル、仍テ御質問ノ鑑
定價格等ノ點ニ付テモ、折角改正シテモ、
矢張リ當事者ノ考ガ變更シナイン限りハ、折
角改正シタ所ガ元々通リト相成ルノデアリ
マスルカラ、政府トシマシテハ、ソレハノ
銀行ヲ主宰シテ居ラレル方々ノ時局ニ對シ
マスル認識ニ呼ビ掛ケマシテ、規則ヲ改正
シタコトノ精神ニ職員ガ則リマシテ仕事ニ
當ルヤウニ、其ノ首腦者ヲ通ジマシテ十分
ニ指導連絡シテ行ク考デアルト云フ御答辯ガ
ゴザイマシタ、以上ハ質疑應答ノ中ノ重要
ナ點ヲ拾ヒ擧ゲタノデゴザイマス、斯ク致
シタ、仍テ此ノ五ツノ改正法律案全部ヲ
シマシテ質疑ヲ終リマシテ、討論ニ入り、
北支那開發株式會社法中改正法律案外四件
ニ、ソレド貢成ノ意見ノ開陳ガゴザイマス、斯ク致
シタ、仍テ此ノ五ツノ改正法律案全部ヲ
括シテ採決ヲ致シマシタ處、全會一致政府

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ
ケレバ、五案ノ採決ヲ致シマス、五案ノ第
二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌ
カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第二讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 五案ノ第二讀會
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問
題ニ供シマス、五案全部、委員長ノ報告通
リデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

ヲ開キマス、五案全部、第一讀會ノ決議通
リテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第八、國民
貯蓄組合法中改正法律案、日程第十二、稅
務代理士法案、日程第十三、社債等登錄法
案、日程第二十四、簡易生命保險法中改正
法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長
報告、是等ノ四案ハ同一委員ニ付託セラレ
タモノデアリマスルカラ、日程ノ順序ヲ
變更シ、一括シテ議題ト爲スコトニ御異議
ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、委員長橋本伯爵

國民貯蓄組合法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十七年一月二十四日
委員長 伯爵橋本 實斐

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

稅務代理士法案

國民貯蓄組合法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十七年一月二十四日

委員長 伯爵橋本 實斐

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

貴族院議事速記録第四號
國民貯蓄組合法中改正法律案外三件 第一讀會ノ續
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十七年一月二十四日

委員長 伯爵橋本 實斐

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

簡易生命保險法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十七年一月二十四日

委員長 伯爵橋本 實斐

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

〔伯爵橋本實斐君演壇ニ登ル〕

○伯爵橋本實斐君 只今議題トナリマシタ
國民貯蓄組合法中改正法律案外三件ノ特別
委員會ニ於ケル經過並ニ結果ヲ御報告申上
ゲマス、委員會ハ二回のヲ開キマシタ、此

ノ間終始遺憾ナキ質疑應答ヲ重ね、時ニ或
ハ速記ヲ中止スルナダ致シマシテ、慎重審
議ノ上、四案トモ政府提出ノ原案通り可決
スベキモノト決定致シマシタ、今、國民貯

蓄組合法中改正法律案以下順次特別委員會
ノ質疑應答ノ主ナルモノヲ申上ゲマス、先づ國
民貯蓄組合法中改正法律案ヨリ申シマスレ
バ、本案ハ大東亞戰爭下財政經濟ノ運營ヲ
確保スル爲、浮動購買力ヲ吸收致シマシテ、
マシテハ本組合ノ斡旋スル時蓄ノ範圍ヲ
擴張シ、國債ノ外ニ地方債、社債ヲ追加シ、
種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定メ、免稅規定ヲ改
メ、免稅程度ヲ引上げ、組合ノ増加ヲ圖ルヲ
ハ、先づ國民貯蓄總額ノ統計ニ關シマシテ、
一委員ヨリ、私方地方ニ於テ實際家カラ承
知致シタ所ニ依レバ、國民貯蓄總額ヲ示ス

ベキ統計集計ガ各方面不統一デアル、或ハ
政府ノ御方針ハ一定シテ居ルカモ知レナイ
ガ、實際ガ不統一ナノデハナイカト云フ質
問デアリマス、之ニ對シマシテ、貯蓄增加
ヲ調査ノ際ハ重複ヲ來サナイヤウニ十分注
意ヲシテ居ル、或ハ細部ハ別ト致シマシテ、
大體狂ヒノナイモノト確信スル、斯ウ云フ
答辯デアリマス、次ハ貯蓄組合ノ現況ニ關
シマシテ、本組合ノ制度ハ昨年六月制定
セラレタルガ、以來一箇年ノ組合ノ實況
ヲ承リタイ、當局ハ十六年九月現在ヲ以テ
申上ゲマスレバ、組合數ハ四十七萬デ、
國民貯蓄組合法中改正法律案外三件ノ特別
委員會ニ於ケル經過並ニ結果ヲ御報告申上
ゲマス、委員會ハ二回のヲ開キマシタ、此
此ノ中ニハ組合法施行以前カラ設立セラ
タモノガ大部分デアル、施行後ノ設立ノ
分ハ、内六萬七千デアル、又組合斡旋ノ金
額ハ二十億ニ上ルケレドモ、施行後ノ分ハ
一億ニ過ギナイ、斯ウ云フ答辯デアリマ
シタ、組合加入ノ組合員ノ員數ハドウダ、
是ハ又同一人ガ二ツ以上ノ組合ニ加入シ
得ルカ、又組合斡旋ノ預金利子ニハ免稅
ノ特典ガアル處、組合斡旋ノ預金ト然ラ
シタ、組合加入ノ組合員ノ員數ハドウダ、
是ハ又同一人ガ二ツ以上ノ組合ニ加入シ
得ルカ、又組合斡旋ノ預金利子ニハ免稅
ノ特典ガアル處、組合斡旋ノ預金ト然ラ
シタ、組合加入ノ組合員數ハ目下不明デ
アル、同一人ノ數組合ニ加入スルコトハ妨
ガナイ、組合ニハ規約ガアッテ、又預金通帳
モアルカラシテ、故ニ是等ニ依テ組合斡
旋ノ預金デアルカ否カノ區別ハ明確デアル
ト思フ、又免稅特典ハ一口ノ預金ニ付與ヘ
ラレタノデアルガ、預金制限額ヲ超過スル
金額ヲ數口ニ分割シテ預金シ、免稅特典ヲ
濫用スル等ノ件ニ對シマシテ質問ガアリマ
シタガ、之ニ對シマシテハ、免稅特典ノ濫
用デアリマシテ是ハ極力防グヤウニ致シ
テ居リマス、其ノ方法ト致シテ、同種ノ貯
金ニ付テハ口數ヲ異ニスルコトヲ許サナイ

ト云フ方針ヲ執テ居ル、斯ウ云フ答辯デア
リマス、命令ヲ以テ定ムル社債ノ外、種類
ニ付テ限定スル意思ハナイカト云フ問ニ對
シマシテハ、組合斡旋ノ社債ノ制限ハ、買
入ノ時カラ一年以内ニ發行スルモノニ致シ
タイ、貯蓄組合ノ如キハ確實ナルモノヲ取
扱ハシムル要ガアルカラ、命令ヲ以テ制限
スルノ外、政府保證ノモノ等ニ限定スルノ
モ一案カト考ヘルケレドモ、只今ハ一年以内
ノ制限ヲ以テ一先ヅ足リルト考ヘル、斯ウ
云フ答辯デアリマス、次ニ第四條ノ三千圓
ヲ七千圓ニ改メタル根據如何ト云フ問題デ
アリマス、免稅點ヲ引上げテ貯蓄ヲ獎勵ス
ルト云フ趣旨デアルケレドモ、其ノ根據ヲ
承リタイ、之ニ對シマシテ、單ニ貯蓄ノ獎
勵ノ點カラスレバ、稅ハ低ク又範圍ガ廣イ
方ガ宜シイ、然ルニ租稅原則カラ致シマス
ルト、負擔ノ公平ハ擔稅力ノアル所へ定メ、
又範圍モ狭クスル方ガ宜シイ、是等ノ兩様
ノ見解ニ基イテ七千圓ヲ定メタ次第デア
ル、終リニ地方債ナラバ發行前一年ノ制限
ガナクトモ差支ナイデハナイカ、之ニ對シ
マシテ、國民貯蓄組合ヲ通ジタルモノハ、
成ルベク新規ノ社債、地方債ニ振り向ケタ
イノデアル、又一年以内トノ制限ヘ、確實
ナル債券ヲ選擇スルニ役立ツモノト云フ考
デアルカ、斯ウ云フ問ニ對シマシテ、一箇
年以内ナラバ資金調整法等ヲ以テ嚴選セラ
レタル債券ヲ得ラレルカラ、國策上歡迎セ
ラレザルガ如キ種類ノ債券ヲ除クコトガ出
來ルト考ヘル、次ニ稅務代理士法案ニ付テ
申上ゲマスルト、本案ハ、戰時下稅制複雜
化ニ備ヘ、稅務行政運營ノ圓滑ト國民ノ適
度ニ法制上ノ地位ヲ與ヘルモノデアリマシ

テ、其ノ内容トシテ、代理士ノ素質向上ヲ圖ル爲、資格ヲ限ツテ許可制度トシ、代理士會ノ組織ヲ造ラシメマシテ、報酬ヲ取締リ、嚴正ナル監督ニ服セシメテ租税ノ逋脱ヲ防ギ、許可取消、業務停止等ヲ行ハムトスルモノデアル、本件ニ關シマシテ、委員會ニ於キマシテハ、先づ稅務代理士營業許可拒否ニ對シマシテ何等カ行政上ノ救濟ノ方法ガアルカ、斯ウ云フ質問デアリマス、之ニシマシテ、本件ニ付テハ、訴願モ行政訴訟モ之ヲ認メナイ、蓋シ一定ノ資格者ニ與ヘラレタル特權的ノ職業解シマシテ、一般ノ營業ノ免許ノ場合トハ區別スル方針デアル、之ニ關聯致シマシテ、營業許可ヲ受ケナイデ代理士業務ヲ行フ場合ハドウダ、之ニ對シマシテ、假令代理士ノ名稱ヲ用ヒナクトモ本案ノ二十一條ニ依ツテ之ヲ處罰シテ居ル、斯ウ云フ答辯デアリマス、次ハ第九條ノ關係デアリマシテ、稅務代理士ガ國稅逋脱ニ付指示ヲ爲シ、相談ニ應ジ、其ノ他之ニ類似ノ行爲ヲ禁ジ居ルモノデアリマシテ、之ガ違反ハ第二十四條ヲ以テ二年以下ノ徵役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處シテ居リマスルガ、一委員ヨリ、罰金刑ハ刑罰デアルカ行政罰ナリヤト質サレマシタ、若シ刑罰ナラバ此ノ規定ヲ置イテハ不穩當デアル、先づ行政罰ヲ以テ之ニ臨ムコトガ通說デアル、斯ウ云フ問ニ對シマシテ、國稅逋脱犯ハ其ノ情ガ重イ、先づ資格ヲ奪ツテスルト、本案ハ戰時下資金ノ蓄積及ビ合理的運用ガ緊要ナルニ鑑ミマシテ、社債等ノ保有者ニ對シ分類所得稅法上ノ特典ヲ

與ヘムガ爲、社債等ノ登錄制度ヲ設クルノ要ガアルト云フノガ提出ノ理由デアリマシテ、其ノ内容ト致シマシテハ、登錄ハ勅令ニ定ムル法人ヲシテ行ハシメル、登錄ヲ抹消シタルキハ債券ヲ發行セシムル、又權利變動ハ登錄ニ依ツテ之ヲ明確ナラシムル、又ハ主務大臣ハ登錄機關ヲ監督致シマシテ、登錄事務ニ從事スル登錄機關ノ職員ハ公務員ト看做ス、登錄範圍ハ商法ニ依ル法人、會社ニ非ザルモノノ債券ニモ及ブ、例ヘバ營團ニアリマストカ、金庫デアリマストカ、又滿洲國ノ法人等ニ關スルモノデアル、本委員會ニ於キマシテハ、先づ登錄機關ノ職員ヲ公務員ト看做ス所ノ法律上ノ效果ヲ伺ヒタイ、之ニ對シマシテ、其ノ效果ハ收賄罪ガ成立シ、又公務執行妨害ノ問題ヲ生ズル、是ガ即チ此ノ登錄機關ノ職員ヲ公務員ト認メタ法律上ノ效果、斯ウ云フ答辯デアリマス、次ハ本法定理由書ニ依レバ、登錄社債等ノ保有者ニハ租稅法上ノ減免ノ特典アリ趣デアルケレドモ、何レノ規定ニ基イテ居リマス、尙外國債ニシテ登錄ヲ認メラルモノハ滿洲國ノ社債其ノ他ヲ差當リ考ヘテ居ル、斯ウ云フ答辯デアリマス、次ニ簡易生命保險法中改正法律案、本案ハ厚生省所管ノ法案デアリマスルガ、其ノ要旨ハ、戰時國民生活ノ保障ヲ厚クシ、現下國家財政上喫緊ノ要務デアル所ノ浮動購買力ノ吸收ノ強化ヲ圖ル目的ヲ以テ提案セラレタモノデアリマシテ、内容ト致シマシテ、保險ノ最高制限額七百圓ヲ一千圓ニ引上げ、尙成人保險加入年齢十二歳ヲ十歳ニ下ゲテ、度ニ止メタノデアルト云フ答辯デアリマス、次ハ保險金額最高限ヲ七百圓ヨリ千圓ニ引

百分ノ十二減税サレ、銀行、生命保險會社、無盡等方保有シテ居ル場合ハ、百分ノ十五ノ課稅ガ百分ノ十三ニ減ゼラレ、政府保證付社債ナラバ百分ノ十四ガ百分ノ十二ニナル、斯ウ云フ答辯デアリマス、次ハ本法定四條第二項ノ規定ニ關スルモノデアリマシテ、登錄機關債券ヲ發行シタル社債ニ付登錄ヲ爲ストキハ其ノ債券ヲ回収スルコトヲル、斯ウ云フ答辯デアリマス、又ハ主務大臣ハ登錄機關ヲ監督致シマシテ、登錄事務ニ從事スル登錄機關ノ職員ハ公務員ト看做ス、登錄範圍ハ商法ニ依ル法人、會社ニ非ザルモノノ債券ニモ及ブ、例ヘバ營團ニアリマストカ、金庫デアリマストカ、又滿洲國ノ法人等ニ關スルモノデアル、本委員會ニ於キマシテハ、先づ登錄機關ノ職員ヲ公務員ト認メタ法律上ノ效果ヲ伺ヒタイ、之ニ對シマシテ、其ノ效果ハ收賄罪ガ成立シ、又公務執行妨害ノ問題ヲ生ズル、是ガ即チ此ノ登錄機關ノ職員ヲ公務員ト認メタ法律上ノ效果、斯ウ云フ答辯デアリマス、次ハ本法定理由書ニ依レバ、登錄社債等ノ保有者ニハ租稅法上ノ減免ノ特典アリ趣デアルケレドモ、何レノ規定ニ基イテ居リマス、尙外國債ニシテ登錄ヲ認メラルモノハ滿洲國ノ社債其ノ他ヲ差當リ考ヘテ居ル、斯ウ云フ答辯デアリマス、次ニ簡易生命保險法中改正法律案、本案ハ厚生省所管ノ法案デアリマスルガ、其ノ要旨ハ、戰時國民生活ノ保障ヲ厚クシ、現下國家財政上喫緊ノ要務デアル所ノ浮動購買力ノ吸收ノ強化ヲ圖ル目的ヲ以テ提案セラレタモノデアリマシテ、内容ト致シマシテ、保險ノ最高制限額七百圓ヲ一千圓ニ引上げ、尙成人保險加入年齢十二歳ヲ十歳ニ下ゲテ、度ニ止メタノデアルト云フ答辯デアリマス、次ハ保險金額最高限ヲ七百圓ヨリ千圓ニ引

百分ノ十二減税サレ、銀行、生命保險會社、無盡等方保有シテ居ル場合ハ、百分ノ十五ノ課稅ガ百分ノ十三ニ減ゼラレ、政府保證付社債ナラバ百分ノ十四ガ百分ノ十二ニナル、斯ウ云フ答辯デアリマス、又ハ主務大臣ハ登錄機關ヲ監督致シマシテ、登錄事務ニ從事スル登錄機關ノ職員ハ公務員ト看做ス、登錄範圍ハ商法ニ依ル法人、會社ニ非ザルモノノ債券ニモ及ブ、例ヘバ營團ニアリマストカ、金庫デアリマストカ、又滿洲國ノ法人等ニ關スルモノデアル、本委員會ニ於キマシテハ、先づ登錄機關ノ職員ヲ公務員ト認メタ法律上ノ效果ヲ伺ヒタイ、之ニ對シマシテ、其ノ效果ハ收賄罪ガ成立シ、又公務執行妨害ノ問題ヲ生ズル、是ガ即チ此ノ登錄機關ノ職員ヲ公務員ト認メタ法律上ノ效果、斯ウ云フ答辯デアリマス、次ハ本法定理由書ニ依レバ、登錄社債等ノ保有者ニハ租稅法上ノ減免ノ特典アリ趣デアルケレドモ、何レノ規定ニ基イテ居リマス、尙外國債ニシテ登錄ヲ認メラルモノハ滿洲國ノ社債其ノ他ヲ差當リ考ヘテ居ル、斯ウ云フ答辯デアリマス、次ニ簡易生命保險法中改正法律案、本案ハ厚生省所管ノ法案デアリマスルガ、其ノ要旨ハ、戰時國民生活ノ保障ヲ厚クシ、現下國家財政上喫緊ノ要務デアル所ノ浮動購買力ノ吸收ノ強化ヲ圖ル目的ヲ以テ提案セラレタモノデアリマシテ、内容ト致シマシテ、保險ノ最高制限額七百圓ヲ一千圓ニ引上げ、尙成人保險加入年齢十二歳ヲ十歳ニ下ゲテ、度ニ止メタノデアルト云フ答辯デアリマス、次ハ保險金額最高限ヲ七百圓ヨリ千圓ニ引

貨幣購買價值ノ高イ時代ナラバ、兎モ角トシテ、今日ノ如キ時代ニ於テハ、大會社ニ引上ゲテモ、民營ノ範圍ニ影響スルモノトハ考ヘナイ、殊ニ民營保險事業ガ整理統合セラル、今日ノ如キ時代ニ於テハ、大會社八千圓階級ヲ漁ルヤウナコトハナイグラウ、故ニ階級ヲ漁ルヤウナコトハナイグラウ、故ニ左シタル影響ハナイモノト考ヘルト云フ答辯デアリマス、次ニ保険積立金ノ運用ノ問題デアリマシテ、運用ハ法規ニ依ルカ、利益金ハ大體社會事業ニ振向クルノデアルカ、民營保険ト官營保険トノ事業費ノ對比ハドウデアルカ、千圓ニ引上ゲノ結果、此ノ程度ノモノハ皆官營ニ走ルカ、官營保険ト民營トノ競合區域ハドウデアルカ、是等ノ質問ニ對シマシテ、運用ハ大臣ニ委サレテ居ルケレドモ、大臣ハ運用委員會ヲ議ニ諮テ之ヲ決スルノデアル、利益金ハ大體社會事業ニ廻シテ居ルケレドモ、最近ノ事情トシテハ、時局ニ應ジマシテ極力公債等ニ振向ケテ居リマス、官營保険事業ハ民營保険事業ヨリモ事業費ハ低イ、蓋シ民營ハ附加保険料等ヲ徵シテ居ル關係デ、官營ヨリハ高クナツテ居ル、民營ハ主トシテ勸誘ニ依ツテ加入者ヲ獲得シテ居ツテ、必ズシモ計數ノミニ依ツテ居ルノデハナイ、デアルカラサウ云フ點カラ考ヘルト、千圓階級ニモ民營ガ必ズシモ進出シ得ナイコトハナイ、官營ト民營ノ保険ノ競合區域ハ凡ソツハーベント」位デアル、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、次ハ成人保険年齡引下問題デアリマシテ、引下ゲマシタ理由ヲ承リタイト云フ問ニ對シガリ、收入增加ヲ來タシ、而モ事務費ハ其ノ割ニ上ラナイ、從ツテ浮動購買力吸收ノ國

策ノ線ニ副フ、コトガ出來ル、又成人年齢引下ハ死亡率ガ上リ保険其ノモノヲ危クシナイカト云フ問デアリマス、一方ニ於テ最高限ヲ千圓ニ引上ゲ、是ト相俟テ保険其ノモノニ惡影響ヲ來シハシナイカト云フ問ニ對シマシテ、必スシモ危險ガ増ストハ考ヘナイ、蓋シ死亡統計ノ數字ハ、死亡年齢ノ境界ガ十二歳デナクテ寧ロ十歳以下ニアルカラ、其ノ心配ハナイ、斯ウ云フ答辯デアリマス、最後ニ法定制限額ヲ超過スル契約勧誘ノ弊ノ件デアリマス、即チ保険金額最高限度ヲ七百圓ヲ千圓ニ引上ゲルコトハ結構デアルケレドモ、從來ノ實際ハ、法定制限額ヲ超エテ郵便局アタリガ契約ヲ強ク勸誘シテ居ルヤニ聞イテ居ル、之ニ依ヅテ生ズベキコトハ、保險事故發生ノ場合受取り得ル保險金額ハ法定ノ限度ニ止マッテ、被保險者ハ不測ノ損害ヲ被ルト云フコトガ起ルガ、之ニ對スル當局ノ所信ヲ伺ヒタイ、之ニ對シマシテ不幸ニシテ仰セノ如キ事實ガ存在シテ居ル、故ニ平素此ノ事ナキヲ注意シテ參タノデアル、若シ契約後發見シタ場合ハ、其ノ超過スル部分ニ對スル契約ヲ解除シ、保險料ハ返還スルヤウニ致シテ居ル、將來斯ウ云フコトノナイヤウニ警戒スル積リデアル、斯クテ質疑ヲ打切りマシテ、討論ニ入リマシタル處、大藏省所管ノ國民貯蓄組合法中改正法律案外二件ニ付テ、一委員ヨリ、私ハ是等三案ニ賛成デアル、蓋シ稅務代理士法案ハ、稅制ガ益々複雜化スル今日、斯カル業者ノ進出ハ當然デアル、又はレアル以上、合理的的ノモノトシテ相當監督ヲ加フル必要ガアル、次ニ社債等登錄法案モ、今日ノ時勢ニ鑑ミ資金ノ蓄積、金融機關資金ノ合理的運用等ニ付テハ必要ナル制度デア

ル、殊ニ税ノ關係ヨリスレバ、多少トモ課
稅ノ負擔ヲ緩和セラレ、是ハ廳テ投資者
ニ對スル政府ノ善政ノ一端トモナルカラ
デアル、又一委員ハ、國民貯蓄組合ノ
增强ヲ圖ル爲ニハ、貯蓄組合ヲシテ地方債
ノミナラズ、確實ナル社債ヲ保有セシムル
方針ニ擴張セラレルコトハ、免稅點ヲ引上
ゲラレタル點ト共ニ、時宜ニ適シタルモノ
デアルト云フ贊成意見ヲ述ベラマシタ、
又他ノ委員ヨリ、簡易生命保險法ニ對シマ
シテ、大體本改正ノ三點ハ適當デアル、唯
之ガ運用ニ當シテハ民間保險事業ヲ成ルベ
ク壓迫セナイヤウニ注意ガ肝要デアル、同
一人ト數個ノ契約ヲ爲スヤウナコトハ差控
ヘタイ、簡易生命保險勸誘ニ強制ガマシイ
コトハサセナイヤウニト、是等ノ注意ヲ以
テ本員ハ是ニ贊成デアル、採決ニ入りマシ
タ處、全會一致ヲ以テ政府提出ノ原案通り
可決スベキモノト決定致シマシタ、此ノ段
御報告申上ゲマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
スマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
スマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 四案ノ第三讀會ヲ開キマス、四案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
スマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十六、陸軍刑法中改正法律案、日程第十七、陸軍軍法會議法中改正法律案、日程第十九、海軍刑法中改正法律案、日程第二十、海軍軍法會議法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ四案ハ同一委員ニ付託セラレタモノデアリマスカラ、日程ノ順序ヲ變更シテ、一括シテ委員長ノ報告ヲ煩シタイト存ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

メマス、委員長大島子爵

陸軍刑法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十七年一月二十四日

委員長 子爵大島陸太郎

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

陸軍法會議法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十七年一月二十四日

委員長 子爵大島陸太郎

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

海軍刑法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十七年一月二十四日

委員長 子爵大島陸太郎

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

海軍軍法會議法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十七年一月二十四日

委員長 子爵大島陸太郎

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

海軍刑法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十七年一月二十四日

委員長 子爵大島陸太郎

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

海軍軍法會議法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十七年一月二十四日

貴族院議事速記録第四號

陸軍刑法中改正法律案外三件 第一讀會ノ續

直チニ會議ヲ開キ、先づ陸海軍當局ノ御說

於テハ、徒ニ英國ノ宣傳ヲ裏書シタルヤウ
ニ感ゼラレルガ、若シ此ノ種ノ事實アリト
セバ嚴重ニ取締ル要アルモノト思ハレマ
ス、併シサウデナク、從來ヨリ研究セラ
レシモノヲ茲ニ改正案トシタルニ過ギナ

改正法律案ニ付キマシテ、一委員カラ、陸
海軍共ニ刑法ノ改正ニ關シテハ數年來司法
省ノ調査研究ニ並行シテ調査研究ヲ續ケテ

居ラレタコトヲ聞及ンデ居リマシタガ、司
法省ガ時局上中止シタ爲、陸海軍ニ於テモ
此ノ調査研究ヲ中止セラレテ居ルモノト思

ハレマスガ、何レ將來ハ再ビ全般ニ亘ツテ調
査研究ガ行ハレルモノト考ヘラレマスガ如
シ、臨時性アラザル恆久性ノモノト心得テ

研究ヲ重ネタルモノノ中カラ、時局柄緊要
ナルモノヲ抜キ取ッタモノデ、司法省ノ立案

セル戰時刑法特別法トハ其ノ性質ヲ異ニ
何、又改正法律案ハ、過夫數年ニ亘リ調査

トシ、前段ノ質問ニ對シ、軍トシテハ數年來刑
法改正ノ爲ニ審査ヲ續ケテ居リマシタガ、司
法省ノ普通刑法ノ改正案議ガ時局柄中止

トナリマシタ爲ニ、步調ヲ合セ中止シテ居

リマス、併シ將來適當ノ時機ニハ再ビ開始

スル考デアリマス、後段ノ質問ニ對シ、本

リマス、併シ將來適當ノ時機ニハ再ビ開始

トナリマシタ爲ニ、歩調ヲ合セ中止シテ居

リマス、併シ將來適當ノ時機ニハ再ビ開始

トナリマシタ爲ニ、歩調ヲ合セ中止シテ居

リマス、併シ將來適當ノ時機ニハ再ビ開始

トナリマシタ爲ニ、歩調ヲ合セ中止シテ居

リマス、併シ將來適當ノ時機ニハ再ビ開始

トナリマシタ爲ニ、歩調ヲ合セ中止シテ居

リマス、併シ將來適當ノ時機ニハ再ビ開始

トナリマシタ爲ニ、歩調ヲ合セ中止シテ居

リマス、併シ將來適當ノ時機ニハ再ビ開始

トナリマシタ爲ニ、歩調ヲ合セ中止シテ居

リマス、併シ將來適當ノ時機ニハ再ビ開始

タ、次ニ陸海軍ノ軍法會議法中改正法律案
ニ付キマシテ、一委員カラ、文官タリシ法
務官ヲ職責ノ性格ノ異ナル武官トスルヤウ
ニナツテ居リマスルガ、比較的敵彈ヨリ遠イ
所デ戰務ヲ執ル人ヲ武官トスルコトハ、諸
種ノ關係上宜シクナイト思ヒマスガ如何、
之ニ對シ海軍大臣ヨリ、此ノ問題ハ御意見
ノ如ク重大ナル問題デアリマス、故ニ陸海
軍共ニ多年ニ亘リ研究ニ研究ヲ重ねタ結
果、文官タル法務官ヲ今回武官トシ、軍人
ノ裁判ハ軍人デ行フコトニシタ旨ノ要旨ノ
御答辯ガゴザイマシタ、次ニ一委員カラ、
裁判ハ將校ニ依リ行ハル、コトニナッテ居
ル、而シテ其ノ實質ハ將校タル法務官ニ依ッ
テ行ハレルモノトスレバ、法務將校ノミヲ
可トスルモノニアリマシテ、法務將校ノミヲ
以テ行シテハ如何、之ニ對シ政府委員ヨリ、
陸軍トシテハ、司法ヲシテ統帥ニ最モ即應
セシムル見地カラ之ニ兵科將校ヲ加フルヲ
テ行ハレルモノニアリマシテ、法務將校ノミヲ
以テ裁判ヲ行フコトハ適當デアリマセ
ス、海軍トシテモ、陸軍ト同ジク統帥將校
ヲ混ヘルコトガ適當デアリマス、各國ノ軍
法會議ノ例ヲ見マシテモ其ノヤウニナッテ
居リマストノ御答辯ガゴザイマシタ、以上
ノ外裁判官トシテ法務將校ト統帥將校ノ員
數ノ割合、法務官ガ武官タルベキ素質及ビ
教育竝ニ統帥權トノ關係、現役ニ非ザル法
務官ノ待遇及再任用ノ場合等ニ關シ、熱心
ナル質疑應答ガ行ハレマシタガ、詳細ハド
ウカ速記錄ニ依リ御承知ヲ願ヒタイト存ジ
マス、右ノ次第ニ於テ質疑應答ヲ終リ直チ
ニ討論ニ入り、委員中ヨリ賛成ノ旨ノ開陳
ガアリマシテ、右終ツテ採決ヲ致シマシタ
處、四案共原案通リニ全會一致ヲ以テ可決
セラレタノデゴザイマス、簡單ナガラ以上

- ヲ以テ報告ト致シマス
- 議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ
ケレバ、四案ノ採決ヲ致シマス、四案ノ第
二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌ
カ
- 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
- 議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス
- 子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第一讀
會ヲ開カレムヨトヲ希望致シマス
- 子爵植村家治君 賛成
- 議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
- 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
- 議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス
- 議長(伯爵松平頼壽君) 四案ノ第一讀會
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問
題ニ供シマス、四案全部、委員長ノ報告通
リデ御異議ハゴザイマセヌカ
- 議長(伯爵松平頼壽君) 船舶保護法中改正法律案
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
- 議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス
- 議長(伯爵松平頼壽君) 直チニ各案ノ第三讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
- 子爵植村家治君 賛成
- 議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
- 議長(伯爵松平頼壽君) 船舶保護法中改正法律案
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
- 議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス
- 議長(伯爵松平頼壽君) 四案ノ第三讀會
ヲ開キマス、本委員會ニハ、小形船舶乗組員手帳法
案ヲ併託ニナッテ居リマスガ、順序ト致シマ
シテ船舶保護法中改正法律案ヨリ御報告ヲ
申上ゲマス、此ノ改正案ノ要旨ハ、今回遞
信省ノ外局トシテ海務院ヲ新設致シ、其ノ
職員中ニ海軍現役將官ヲ配置スルコトニナ
リマシタノデ、從來ノ海軍大臣ノ職權ノ一
部、即チ第三條第一項所定ノ船舶ノ設備又
ハ乘組員ノ整備ニ關スル指示、及ビ第四條
第二項所定ノ報告又ハ臨檢検査ノ職權ノ一
部ハ、海務院長官ヲシテ之ヲ行ハシメ得ル
コトニ改正致シタノデアリマス、其ノ結果、
船舶保護法ニ依ル業務ハ概々海務院長官ノ
管轄トナリ、業者ノ利便ヲ甚ダシク増大ス
ルコトナルトノ御説明デゴザイマシタ、
次ニ質疑應答ノ大要ヲ申上ゲマスト、海務
院職員タル海軍現役士官ノ人事ハ如何ニ取
扱フノデアルカト云フ質疑ニ對シ海軍軍人
トシテ海軍ニ於テハ取扱ハズ、海務院官制
ニ定メル所ニ依リマシテ遞信省職員トシテ
取扱フ旨ノ答辯ガアリマシタ、次ニ海務院
長官ヲシテ行ハシムル職權ノ範圍如何ト云
フ質問ニ對シマシテハ、海務院長官ニ於テ
處理可能ナルモノニ付キマシテハ之ヲ全部
委任スルコトナルモ、海務院長官ニ於テ
處理不可能ナル面モアルニ付、職權ノ一
部ヲ行ハシムルコトヲ得ルト規定セル次第
デアルト云フ答辯ガアリマシタ、又船舶保
護法ハ第二條及第三條ガ骨子ノ如ク承知ス
ルガ、第二條ニ付テ之ヲ海務院ニ委任スル
意思ナキヤト云フ質問ニ對シマシテハ、第
二條ニ規定スル事項ハ軍令ニ關係アル臨機
ノ處置デアルガ故ニ、全部之ヲ海軍ニ於テ
處理スル必要アリ、從テ海務院ニ委任スル
コトト爲シタトノ御答辯ガゴザイマシタ、
又第三條第一項ニ規定スル職權ヲ海務院長
官ニ委任スル以上、同條第二項ノ職權ノ一
部ヲモ委任スルニアラザレバ、海務院長官
ノ本法運用ニ當リ不都合ナキヤト云フ質問
ニ對シマシテハ、本法改正ニ伴ヒ、本法實
施ニ關シ海務院長官ガ海軍大臣ノ指揮監督
ヲ受クルコトニ、海務院官制ノ一部ヲ改正
シテ、之ガ運用ノ萬全ヲ期スル考デアルト
ノ答辯デゴザイマシタ、以上ノ如キ大體質
疑應答ガアリマシテ、質疑ヲ終リ、採決ノ
結果、委員會ニ於テハ全會一致原案ヲ可決致
スモノト議決致シタ次第デゴザイマス、
次ニ小形船舶乗組員手帳法案ニ付テ御報
告ヲ申上ゲマス、此ノ法案ノ要旨ハ、
御承知ノヤウニ船舶乗組員ニモ新タニ手帳
ノ受有セシメ、是等貴重ナル海上勞務資源
ニ付テ其ノ就職狀況ヲ明カニナシ、併セテ
移動防止ニ役立ツヤウニスルト云フノデア
リマス、只今質疑應答ノ中ノ主ナルモノヲ
申上ゲマスレバ、從來此ノ船員ニ手帳ヲ持
タセナカッタノハ如何ナル事情ニ依ルカト
リマス、只今質問ニ對シマシテ、政府ハ、從來ハ此
ノ制度ニ伴フ手數ガ其ノ必要ノ度合ニ比シ
大ニ過ギテ居ツタノデアルガ、最近勞力資源
トシテ著シク貴重トナツテ來タカラデアル
ト云フ答辯ガゴザイマシタ、又船員法ノ規
定スル公認ト本案ノ證明トノ間ニ差異ガア
ルカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ、本
案ハ勞働立法タル船員法ト目的ヲ異ニスル
爲、公認ヨリモ簡單ナル方法ヲ執リ、且雇
傭契約ニ變更ガナケレバ、船ヲ乗リ換ヘテ
モ手帳ヲ要シナイコトニスルト云フ答辯ガ
ゴザイマシタ、小形船舶乗組員中ニハ、雇

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 四案ノ第三讀會
ヲ開キマス、四案全部、第二讀會ノ決議通
ス、本委員會ニハ、小形船舶乗組員手帳法

案ヲ併託ニナッテ居リマスガ、順序ト致シマ
シテ船舶保護法中改正法律案ヨリ御報告ヲ
申上ゲマス、此ノ改正案ノ要旨ハ、今回遞
信省ノ外局トシテ海務院ヲ新設致シ、其ノ
職員中ニ海軍現役將官ヲ配置スルコトニナ
リマシタノデ、從來ノ海軍大臣ノ職權ノ一
部、即チ第三條第一項所定ノ船舶ノ設備又
ハ乘組員ノ整備ニ關スル指示、及ビ第四條
第二項所定ノ報告又ハ臨檢検査ノ職權ノ一
部ハ、海務院長官ヲシテ之ヲ行ハシメ得ル
コトニ改正致シタノデアリマス、其ノ結果、
船舶保護法ニ依ル業務ハ概々海務院長官ノ
管轄トナリ、業者ノ利便ヲ甚ダシク増大ス
ルコトナルトノ御説明デゴザイマシタ、
次ニ質疑應答ノ大要ヲ申上ゲマスト、海務
院職員タル海軍現役士官ノ人事ハ如何ニ取
扱フノデアルカト云フ質疑ニ對シ海軍軍人
トシテ海軍ニ於テハ取扱ハズ、海務院官制
ニ定メル所ニ依リマシテ遞信省職員トシテ
取扱フ旨ノ答辯ガアリマシタ、次ニ海務院
長官ヲシテ行ハシムル職權ノ範圍如何ト云
フ質問ニ對シマシテハ、海務院長官ニ於テ
處理可能ナルモノニ付キマシテハ之ヲ全部
委任スルコトナルモ、海務院長官ニ於テ
處理不可能ナル面モアルニ付、職權ノ一
部ヲ行ハシムルコトヲ得ルト規定セル次第
デアルト云フ答辯ガアリマシタ、又船舶保
護法ハ第二條及第三條ガ骨子ノ如ク承知ス
ルガ、第二條ニ付テ之ヲ海務院ニ委任スル
意思ナキヤト云フ質問ニ對シマシテハ、第
二條ニ規定スル事項ハ軍令ニ關係アル臨機
ノ處置デアルガ故ニ、全部之ヲ海軍ニ於テ
處理スル必要アリ、從テ海務院ニ委任スル
コトト爲シタトノ御答辯ガゴザイマシタ、
又第三條第一項ニ規定スル職權ヲ海務院長
官ニ委任スル以上、同條第二項ノ職權ノ一
部ヲモ委任スルニアラザレバ、海務院長官
ノ本法運用ニ當リ不都合ナキヤト云フ質問
ニ對シマシテハ、本法改正ニ伴ヒ、本法實
施ニ關シ海務院長官ガ海軍大臣ノ指揮監督
ヲ受クルコトニ、海務院官制ノ一部ヲ改正
シテ、之ガ運用ノ萬全ヲ期スル考デアルト
ノ答辯デゴザイマシタ、以上ノ如キ大體質
疑應答ガアリマシテ、質疑ヲ終リ、採決ノ
結果、委員會ニ於テハ全會一致原案ヲ可決致
スモノト議決致シタ次第デゴザイマス、
次ニ小形船舶乗組員手帳法案ニ付テ御報
告ヲ申上ゲマス、此ノ法案ノ要旨ハ、
御承知ノヤウニ船舶乗組員ニモ新タニ手帳
ノ受有セシメ、是等貴重ナル海上勞務資源
ニ付テ其ノ就職狀況ヲ明カニナシ、併セテ
移動防止ニ役立ツヤウニスルト云フノデア
リマス、只今質問ニ對シマシテ、政府ハ、從來ハ此
ノ制度ニ伴フ手數ガ其ノ必要ノ度合ニ比シ
大ニ過ギテ居ツタノデアルガ、最近勞力資源
トシテ著シク貴重トナツテ來タカラデアル
ト云フ答辯ガゴザイマシタ、又船員法ノ規
定スル公認ト本案ノ證明トノ間ニ差異ガア
ルカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ、本
案ハ勞働立法タル船員法ト目的ヲ異ニスル
爲、公認ヨリモ簡單ナル方法ヲ執リ、且雇
傭契約ニ變更ガナケレバ、船ヲ乗リ換ヘテ
モ手帳ヲ要シナイコトニスルト云フ答辯ガ
ゴザイマシタ、小形船舶乗組員中ニハ、雇

備契約ニ依ツテ乗込ムモノトハ言ヒ得ナイ者ガアリマシテ、陸上ノ住所ノ定ラナイ者モアリマスノデ、是等ノ者ニ本案ヲ其ノ儘適用シ、或ハ出頭義務違反ノ罰則ヲ適用スルノハ酷デハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ、本案ガ雇傭契約ニ依ツテ乗込ム船員ヲ主タル對象トルノデアルカラ、特殊ノ者ニ付テ適用ヲ除外スルコトヲ考慮モシ、他面雇傭者タル船舶所有者ノ協力ヲモ求ムルコトニ依ツテ、法律訓練ノ十分ナラザル船員ニハ酷トナラナイヤウニ措置ヲナスト云フ答辯デアリマシタ、質疑應答ハ色々アリマシタガ、詳シイコトハ速記録ニ依テ御覽ラ戴キタイト思ヒマス、質疑ヲ終リマシテ、討論ニ入リマシタ所、一委員ヨリ、法律訓練ヲ經テ居ラナイ多數ノ者ヲ對象トスルノデアルカラ、全ク惡意ナクシテ處罰サレルト云フヤウナコトノナイヤウニ、十分指導サレルコトヲ希望スル旨ノ御意見ガアリマシテ、討論ヲ終リ、採決ノ結果是亦全會一致ヲ以テ原案ヲ可決致スモノト委員會ニ於テハ議決致シタ次第デゴザイマス、以上簡単デゴザイマスケレドモ二案ノ報告ト致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナケレバ、兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

カ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第一讀

讀

案ノ採決ヲ致シマス、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト

爲スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 兩案ノ第二讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會ノ決議通り、委員會ハ去ル一月二十三日午前十時ヨリ開カレマシタ、先づ農林大臣ヨリ兩案ノ提案理由ニ付テノ御説明ガゴザイマシタ、ノデゴザイマス、其ノ主ナルモノヲ御紹介申上ゲマスト、獸醫師法ニ關スルモノニ於キマシテハ、本法ノ臨時特例措置ノ該當者ノ數、獸醫師ノ養成施設、獸醫師ノ需給關係等ノ質問ニ對シマシテハ、政府ヨリソレゾレ數ヲ擧ゲテ説明ガゴザイマシタ、次ニ未成年者ニ斯カル免許證ヲ與フルコトハ如何ナルモノデアルカ、例ヘバ便法トシテ假免許狀ノヤウナモノヲ與ヘ、成年ニナッタ際

者ヲシテ平時ヨリモ早ク實務ニ從事セシメルコトナツタノデアリマスガ、此ノ在學年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ伴ヒマシテ、獸醫師法ノ第一條第二項第一號ニ該當スル者、即チ官立、公立ノ専門學校ニ於テ獸醫學ヲ修メ、之ヲ卒業シタル者デ、未成年者ヲ相當數生ズルコトナツタノデアリマス、然ルニ同法ノ第二條ノ規定ニ依リマスルト、未成年者ニ對シテハ獸醫師ノ免許ヲ與ヘルコトガ出來ヌト云フコトニナツテ居リマス、ソレ故ニ、臨時的處置ト致シマシテ、當分内、農林大臣ハ右ノ規定ニ拘ラズ、是等未成年者ニ對シテモ獸醫師ノ免許ヲ與ヘルコトトシテ、人的資源ノ活用ニ依リ、戰時下畜產資源ノ確保ヲ期サウト云フモノデゴザイマス、尙明治四十五年法律第二十一號中改正法ノ效力ヲ失ツタノヲ機會トシテ、明治四十五年法律ニ付キマシテハ次ノヤウナ御説明ガゴザイマシタ、其ノ要旨ハ、臘虎及臘聃獸ノ獵獲ヲ法律ヲ以テ直接禁止シテ居ル現行制度ヲ改メ、政府ガ必要ニ應ジテ之ガ禁止又ハ制限スル措置ヲ執リ得ルコトトシテ、獸醫師法第二十一號ヲ改正シテ、臘虎及臘聃ノ狩獵ヲ法律ヲ以テ直接禁止シテ居ル現行制度ヲ改メ、政府ガ必要ニ應ジテ之ガ禁止又ハ制限スル措置ヲ執リ得ルコトトシテ、之ニ對シテ各委員ヨリ種々ナル質疑ガアッタノデゴザイマス、其ノ主ナルモノヲ御紹介申上ゲマスト、獸醫師法ニ關スルモノニ於キマシテハ、本法ノ臨時特例措置ノ該當者ノ數、獸醫師ノ養成施設、獸醫師ノ需給關係等ノ質問ニ對シマシテハ、政府ヨリソレゾレ數ヲ擧ゲテ説明ガゴザイマシタ、次ニ未成年者ニ斯カル免許證ヲ與フルコトハ如何ナルモノデアルカ、例ヘバ便法トシテ假免許狀ノヤウナモノヲ與ヘ、成年ニナッタ際

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、委員長四條候爵

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

貴族院

